



「共謀罪」

1

犯罪を計画したときに処罰する「共謀罪」を改めた「テロ等準備罪」の新設を政府がめざしています。1月に始まった通常国会に法案が提出される見込みですが、「共謀罪」法案は過去に大きな議論になった経緯があります。経緯や論点をシリーズでお伝えします。

組織犯罪の準備も条件に

政府が提出しようとしているのは、暴力団など組織的なグループの犯罪を取り締まる「組織的犯罪処罰法」の一部を改める法案だ。「共謀罪」の成立する要件を変え、「テロ等準備罪」と政府は呼んでいる。なぜ「共謀罪」の考えがまた持ち上がったのか。世界の187の国と地域が結ぶ国際組織犯罪防止条約(TOCC条約)に加わるには、条約が求める内容の法律が日本にも必要だからだ、と政府は説明する。「共謀罪」の法案は、2003~05年に計3回、国会に提出された。だが、「市民団体も対象になる」「一心の中で思ったことで逮捕される」などの批判が野党や世論から多く出て、3回とも廃案となった。



組織的犯罪集団とは テロ組織や暴力団などを想定

準備行為とは 凶器を買う 犯行現場の下見 など

政府の説明と 論点

新設する罪の名称 検討しているのは「テロ等準備罪」で、「共謀罪」は誤り	過去に提案された法案と中身は同じで、「共謀罪」にあたるのでは?
条約を結ぶ条件 国際組織犯罪防止条約が求める法律をつくる必要がある	現在ある法律で条約を結ぶことができるのでは?
取り締まりの対象 「組織的犯罪集団」に限り、一般の市民は対象にならない	市民団体や労働組合も取り締まりの対象になるのでは?
取り締まりの条件 犯罪の計画(合意)だけでなく、「準備行為」も必要になる	話し合っただけでなく逮捕されるのでは?
対象となる犯罪 原案では「刑務所に4年以上入る刑が定められた犯罪」	テロや組織犯罪と関係のない犯罪も入るのでは?

国際組織犯罪防止条約を結ぶ国の状況

共謀罪で対応	米国、英国、カナダ(参加罪も新設)
参加罪で対応	イタリア、フランス、ドイツ、ロシア、中国、韓国
共謀罪を新設	ノルウェー、ブルガリア
参加罪を新設	ニュージーランド、オーストリア(外務省の説明から)

同条約を結んでいない国連加盟国(11カ国)

日本、パラオ、ソロモン諸島、ツバル、パプアニューギニア、ソマリア、コンゴ共和国、南スーダン、ブータン
--

「条約結ぶため」

政府がいま、この法案にこだわるのは20年の東京五輪・パラリンピックに向けた、TOCC条約を早く結びたいからだという。先進国7カ国の「G7」では日本

「共謀罪」の成立する要件を変え、「テロ等準備罪」と政府は呼んでいる。なぜ「共謀罪」の考えがまた持ち上がったのか。世界の187の国と地域が結ぶ国際組織犯罪防止条約(TOCC条約)に加わるには、条約が求める内容の法律が日本にも必要だからだ、と政府は説明する。「共謀罪」の法案は、2003~05年に計3回、国会に提出された。だが、「市民団体も対象になる」「一心の中で思ったことで逮捕される」などの批判が野党や世論から多く出て、3回とも廃案となった。

「重大な犯罪」をするために集まった集団で、例えばテロ組織や暴力団、振り込め詐欺グループを想定。役割を決めて活動していることも条件となる。さらに、計画だけでなく「準備行為」があることも必要になる。具体的には「凶器を買うお金の用意」「犯行現場の下見」を政府は挙げています。この罪に問える犯罪の数も議論になっている。TOCC条約は「重大な犯罪」をは外れる。

対象とするよう求めており、政府の資料では、刑務所に4年以上入ることになる国内の犯罪を数えると676にのぼる。内訳は「組織的犯罪集団が得るお金に関する罪」が339、「テロに関する罪」が167、「薬物に関する罪」が49などとなっている。ただ、これまでの法案でも、600を超す犯罪の数「多すぎる」と問題になった。今回も公明党が減らすよう求めており、政府は組織的犯罪集団の関与が考えられる罪を中心に300弱に絞り込む作業を進めている。政治団体のお金に関する政治資金規正法、選挙違反を取り締まる公職選挙法といった、組織的犯罪集団とは関わりが薄そうな罪は外れる。

TOCC条約を結ぶメリツトは何か。現在、日本が犯罪者の引き渡し条約を結んでいるのは米国と韓国だけだが、条約を結べば、引き渡しができる国が増えると思われる。政府はまた、捜査上の情報交換がスムーズに進む、と説明。「共謀罪」を罪に問えなければ、日本に潜むテロリストが国内でテロを計画しても逮捕ができないケースがある、とも主張している。ただ、「条約を結ぶために「共謀罪」を新たに設ける必要はない」「テロ対策は別の法律で対応すべきだ」とする異論もある。(金子元希)

では、誰の、どんな行動が罪に問われるのか。犯罪をするための具体的な計画(合意)が処罰の対象になるという点では、過去の法案と同じ考え方と言える。ただ、今回は罪に問われる対象を「団体」から「組織的犯罪集団」に変える。「重大な犯罪」をするために集まった集団で、例えばテロ組織や暴力団、振り込め詐欺グループを想定。役割を決めて活動していることも条件となる。

対象とするよう求めており、政府の資料では、刑務所に4年以上入ることになる国内の犯罪を数えると676にのぼる。内訳は「組織的犯罪集団が得るお金に関する罪」が339、「テロに関する罪」が167、「薬物に関する罪」が49などとなっている。ただ、これまでの法案でも、600を超す犯罪の数「多すぎる」と問題になった。今回も公明党が減らすよう求めており、政府は組織的犯罪集団の関与が考えられる罪を中心に300弱に絞り込む作業を進めている。政治団体のお金に関する政治資金規正法、選挙違反を取り締まる公職選挙法といった、組織的犯罪集団とは関わりが薄そうな罪は外れる。

TOCC条約を結ぶメリツトは何か。現在、日本が犯罪者の引き渡し条約を結んでいるのは米国と韓国だけだが、条約を結べば、引き渡しができる国が増えると思われる。政府はまた、捜査上の情報交換がスムーズに進む、と説明。「共謀罪」を罪に問えなければ、日本に潜むテロリストが国内でテロを計画しても逮捕ができないケースがある、とも主張している。ただ、「条約を結ぶために「共謀罪」を新たに設ける必要はない」「テロ対策は別の法律で対応すべきだ」とする異論もある。(金子元希)

2/1朝日